

職場体験等受入事業所への「三重県教育委員会感謝状」贈呈取扱要領 「職場体験・インターンシップ等」部門

（目的）

第1条 この制度は、学校教育におけるキャリア教育を推進するため、職場体験やインターンシップ等により、児童生徒の勤労観・職業観の育成や学習意欲の向上に顕著な功績をあげた事業所に対し感謝の意を表し、職場体験等受入事業所への「三重県教育委員会感謝状」（以下「感謝状」という。）を贈呈するとともに、県民に広く周知することを目的とする。

（贈呈対象）

第2条 感謝状贈呈の候補者となることができるものは、次の各号のいずれかに該当する事業所とする。

一 公立小学校、公立中学校又は公立義務教育学校における功績

小学校、中学校又は義務教育学校における職場見学及び職場体験について児童生徒の受入れを行い、かつ小学校、中学校又は義務教育学校における教育活動への参加をととしてキャリア教育の推進に尽力した事業所。

二 県立高等学校における功績

県立高等学校におけるインターンシップについて生徒の受入れを行い、かつ県立高等学校における教育活動への参加をととして、キャリア教育の推進に尽力した事業所。

三 県立特別支援学校における功績

県立特別支援学校における就労体験について児童生徒の受入れを行い、キャリア教育及び就労の推進に尽力した事業所。

（候補者の推薦及び申請）

第3条 前条に掲げる功績にあつては、市町等教育委員会、県立学校若しくは経済団体の推薦又は職場見学、職場体験若しくはインターンシップ等を受入れている事業所からの申請によるものとする。

（決定）

第4条 感謝状を贈呈する事業所は、前条の推薦及び申請をもとに、高校教育課が審査し決定する。

（雑則）

第5条 この取扱要領に定めるもののほか、必要な事項は、高校教育課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年11月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年10月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4年10月 3日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5年 8月 2日から施行する。